議案第４０号

七飯町水道事業給水条例の一部改正について

七飯町水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 8 日提出

七飯町長　杉　原　　太

七飯町水道事業給水条例の一部を改正する条例

七飯町水道事業給水条例(昭和４７年条例第３号)の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「指定をした者及び法第２５条の３の２第１項の規定により更新をした者」を「指定（法第２５条の３の２第１項の規定によりその効力を失った指定を除く。）をした者」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者等（法第２条の２第１項に規定する水道事業者等をいう。以下同じ。）又は他の水道事業者等による指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第３２条第１項第１号中「及び」の次に「法第２５条の３の２第１項の」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。